

## 袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その1）

The New Information on the YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era, from the unpublished historical documents of Fukuroi-Higashi Elementary School ;vol.1

小栗 勝也\*  
Katsuya OGURI

本誌規定の紙数の都合から便宜的に以下の3つに分け同時に発表した。  
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その1）」  
…以下、本稿内で略する時は「(その1)」とする。  
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その2）」  
…以下、本稿内で略する時は「(その2)」とする。  
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その3）」  
…以下、本稿内で略する時は「(その3)」とする。

「①文書名」「②文書番号」は今回の整理にあたり筆者が便宜的に付したものである。文書束1から文書束5までは罫紙に書かれた手書きの文書を中心に、謄写版の印刷物その他の文書からなるもので、文書の中には個々のまとまりごとに綴じられているものもある。6つ目のファイル資料は、市販の紙製B5版フラットファイルに資料を綴じ込むか、挟み込んだだけの資料で、こちらは新しいものばかりである。ただし、既に何度も引用している『袋井東小学校のあゆみ』（以下『あゆみ』）がここに含まれており、筆者はこの時はじめてこれを目にした。

### 1. はじめに

既刊拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革史」について（その1）」<sup>(1)</sup>の「1.はじめに」で紹介した通り、筆者は袋井東小学校から借用した『沿革史』を返却した際（2015年3月16日）に、新に5つの文書束と1つのファイル資料を預かった。これらの文書束・資料は調査を終えた部分から2016年2月26日（小澤一則校長）と同年6月29日（寺田敦朗校長）の2回に分けて返却し、すべての借用文書を元の形で同校に戻している。以下は、この文書束・資料に関する調査結果報告である。

筆者が借用した文書束・資料は表1に示す通りである。

「③写真」（元はカラー写真）は袋井東小学校から借りて、筆者の研究室に持ち込んだ直後、全体をまとめている綴り紐を解く前に机上で撮影したもので、初期の状態が記録されている。筆者はこの文書束を返却する際には、借用した時と同一の状態を返却するつもりでいたため、借用時の状態を証拠として残すために写真を撮影した。習字用の下敷を敷いて撮影しているため背景が全て黒くなっている。写真は全てカラーで撮影したが、本誌掲載の都合上、

表1 文書束・資料の初期状態

①文書名	文書束1	文書束2	文書束3	文書束4	文書束5
②文書番号	文書No.1	文書No.2	文書No.3	文書No.4	文書No.5
③写真					

2017年2月13日受理

\* 総合情報学部人間情報デザイン学科

表1のつづき

(表1、以上)

①文書名	ファイル資料
②文書番号	文書No.6
③写真	 <p>【右の写真では分らないが、紙製ファイルは全体が薄いオレンジ色のもの。】</p>

ここでは白黒で掲出した。

調査は、文書束をまとめている外側の紐を解いて、上から1枚ずつ捲りながら内容を読み取り、読み取ったものは1枚ごと又は1冊ごとに裏返して右側

に重ねて行くことで元の形に戻すという方法で行った。その途中で必要に応じて、写真撮影や複合機でのスキャンとコピーを行った。文書によっては、複合機の読み取りガラス面に見開き状態で置くと文書を傷める可能性があるものもあったので、その場合はスキャンをせず、写真で記録することを優先した。また、パンフレット状の製本印刷物の場合や、個々の罫紙による文書でも綴じた状態で保存されている資料の場合は、綴じた部分を解体することは一切しなかった。そのため、綴じられている中央部分を大きく開くことができない場合も多々あった。そこに文字がある場合は、写真やスキャナーで記録することが困難なので、筆者が手書きでメモすることによって記録を残した。

ただし、今回の筆者の調査目的は、あくまでも用行義塾に関連する情報を探し出すことにあるので、用行義塾や用行義塾の関連人物等に関係がないと思われる部分については殆ど記録を残していないことをお断りしておきたい。

## 2. 文書束・資料の調査概要

### (2-1) 文書No.と表の凡例

まず、文書束・資料としてまとめて保存されていたものの中に、具体的にどのような文書が含まれているかを整理した結果を示す。文書束ごとに、内容を整理したものが表2～表7である。

表の中に「文書No.」（「文書番号」とは別）があるが、これについて最初に説明しておきたい。筆者は文書束それ自体にも便宜的な「文書番号」を付したが、1つの文書束の中に含まれる、1つの文書のまとまりについても「文書No.」を順に付けた。個々の文書に対する文書No.は、例えば、文書束の1つ目（文書束1）の中に含まれる一番上の文書には「文書No.1-1」と付した。ハイフンの左側の「1」が文書束の番号を示し、右側の「1」が、その文書束の中の一番上に置かれていた資料であることを示している。以下、これと同じ方法で、文書束・資料に含まれる全ての文書のまとまりに文書No.を付けた。

そのように番号を付けて整理しておけば、後に出典を示

す際に便利であると考えたからである。ただし、あくまでも筆者による便宜上の番号の付け方であって、この方式がベストであるか否かは別問題である。将来、この資料を保管している袋井東小学校自身や、あるいは別の研究者が、まったく異なる方式で資料の再整理を行った場合には、筆者の整理番号は無意味になることがあるかもしれない。しかし、より良い別の方式で整理保存されるのならば、筆者の便宜上の番号が変更されても構わないと考える。

「文書No.」以外の事柄で、表の見方に関する注意事項を凡例として下に示しておく。

### (表2～表7の凡例)

- ①、文書の原文は全て縦書きである。
- ②、漢字は、旧漢字や異体字はなるべく現代の字体に直したが、あえて原文の通りにした箇所もある。但し仮名の表記はすべて原文のままとした。
- ③、「□」は筆者が判読できなかった文字を、「■」は虫食い等による紙の欠損で欠落している文字を示す。
- ④、「/」は小栗が付したもので、改行を意味する。
- ⑤、ルビは全て小栗による。また、ルビ部分に「カ」とある場合は、そうであるか不確かであることを示し、「ママ」とある場合は、原文のままであることを示す。
- ⑥、㊦はそこに捺印があることを示す。
- ⑦、【 】は小栗による注記を示す。但し表の右端の「資料の紹介」の列は、【 】がなくとも全て小栗による文である。

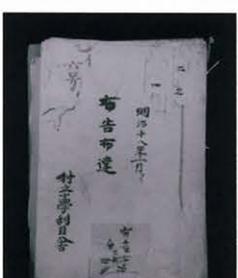
### (2-2) 癒着の問題

次に、表2～表7で扱った文書の全般に関する注意事項について述べておきたい。

今回調査を行った文書の中には、虫食い跡による紙の癒着のために文書を開けず、内容を確認できていないものが幾つかあった。具体的な箇所については表2～表7の中に全て記しておいたが、特に文書束3の中の「文書No.3-1」、及び文書束4の中の「文書No.4-5」の一部は癒着が激しかった。それらの文書には、戸倉新資料と同じ時期の明治14年の校舎建替えに関する予算の記録や、足立儀八らの名が伺える手書き文書が含まれていることは、表面の文字や、癒着部分の僅かな隙間から伺える文字から分かった。重要な情報が閉じ込められたままになっているようなものなので、筆者にとっては残念至極であるが、今回は文書を破損することを恐れ、中身を見ることを断念した。

この癒着の問題については、鈴木典夫教育長および前任の袋井東小学校校長小澤一則先生に伝えたと、期せずして両者から一致した相談先を紹介された。袋井市歴史文化館の山本義孝主幹である。山本氏に相談をした所、県内では静岡市にある専門業者でしか対応できないことが分かった。小澤・前校長からは、業者を使って文書を開けるようにするなど手を加えても一向に構わないので、すべてを小栗に一任する、と言って頂けた。しかしながら、費用

表2 「文書束1」に含まれる個別文書の内容

「文書束1」について→	最初の状態の写真	オレンジ色の紙を除いた状態	ポリエステル製の紐を解いた状態
束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題) 資料の紹介
上から1番目	文書No.1-1  【オレンジ色の紙が表紙の上に置かれていた】		明治廿九年六月以降 学事法令 教育時論附録 14.5cm×20cm×厚さ1cm。凧糸状の太い糸で綴られている。表紙に「第八号」「第一類文書」と印と手書き文字で記されている。「刮目尋常高等小学校」の印も押されている(尋常と高等は分ち書き)。後ろの方は傷みが激しく、欠落している部分がある。 文書の中身は全て印刷物。1番上の文書は冒頭に「教育法令」と記され、明治29年6月1日付け文部大臣西園寺公望の名による「文部省令第八号」から始まる各種規定の集成資料。後半には教員検定本試験問題集も綴られている。
上から2番目	文書No.1-2  【文書の途中=改正教育令の所にオレンジ色の紙が挟んであった】		明治十八年一月ヨリ 布告布達 立小学刮目舎 13.5cm×20cm×厚さ0.5cm。凧糸状の太い糸で綴られている。表紙に「第二号2」「2はママ」「第一類文書」「乙イ六号」と印と文字で記されている。また、別の小さい紙片が表紙に貼られており、そこには「布告布達 大冊 全四冊」とある。資料の途中、改正教育令の所に、例のオレンジ色の紙が挟んであった。 文書の中身は全て印刷物。1番上の文書は、明治18年1月28日付、郡町村学務委員あてに出された学校生徒の取り締まりに関する通達。1番下の文書は、明治18年10月13日付、「甲第九十号」の布達で、地方税小学校補助費配布概法の文言を一部改正することを指示した1枚のみの文書。
上から3番目	文書No.1-3		従明治十二年第一月 官達綴込  【冒頭の「従」は、「自(より)」と同じ使い方、始まりの起点を示す。】 木製の板を台紙代わりにして、そこに紐で綴られた資料。14.9cm×21cm×厚さ2.5cm。凧糸状の太い糸で綴られている。木板は表紙ではなく、一番下の受け皿のような役割をしている。その板に、古いものから順に上へ資料が重ねられて綴じられている。その木板の裏側に表題のように左欄の文字が記されている。また木板を裏にして置いた時、1番上にくる文書(小学校教員心得 明治14年)の表紙に、「乙イ三号」「第一号3」「3はママ」「第一類文書」と印と文字で記されている。文書の中身は全て印刷物。ほとんどが県からの通達類。
上から4番目	文書No.1-4  【木板の下にオレンジ色の紙が挟んであった】		明治十五年十二月ヨリ 学校諸達書綴込 戸長役場 木製の表紙が付けられ、凧糸状の細い紐で綴られた資料。ここでの木板は文字通り表紙として機能している。14.3cm×21.1cm×厚さ2.5cm。木板の下にオレンジ色の紙が挟まっていた。 文書の中身は全て印刷物。1番上の最も古い資料は、「丙第八十三号」で、明治15年12月16日付、静岡県令大迫貞清から郡町村あてに出された文書。明治15年7~12月の地方税小学校補助費が決まった旨を知らせるもの。1番下に綴られた最も新しい資料は、「乙第七号」で、明治16年3月6日付、静岡県令大迫貞清から各郡あてに出されたもので、小学校等職員賞与例規が定められたことを通知する文書1枚。その後「小学校等職員賞与例規」が続いている。

(表2のつづき)

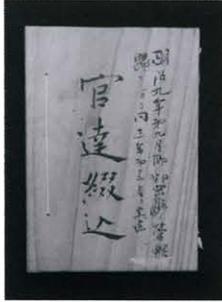
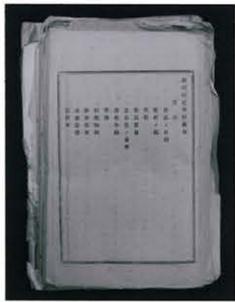
束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から5番目	文書No.1-5		(写真の資料は表題ではないので、ここに記す情報はない。下欄を参照)	木製の板を表紙ではなく裏側の台紙に用いて、そこに紐で文書を綴った資料。14.8cm×21.5cm×厚さ3.5cm。胤糸状の太い糸で綴られているが、木板の反対側(上側)は細い竹筒に紐が通されて綴じられている。竹筒が使われていたのはこれのみ。上部の文書の傷みが激しい。 文書の中身は全て印刷物。1番上の資料は、「■廿八號」(■は傷みで欠落している文字)で、明治11年2月18日付、静岡県令大迫貞清が区長・戸長あてに出したもの。判読難の部分はあるが、小学補助金下付以来費用が増えたので節減して改めて学を定めたことを通達する内容の1枚モノの文書。以降も同種の通達類が続く。浜松変則中学の学則もある。1番下の資料は、明治10年6月付「農学社設立手続並概則」。
(同上資料を裏返したもの)	(同上)		明治九年第九月即 静岡県ノ管轄ニ帰 セシヨリ同十一年 第十二月ニ至ル迄 官達綴込	左は木版を上にして撮影したもの。
(以上で文書束1は終わり)				

表3 「文書束2」に含まれる個別文書の内容

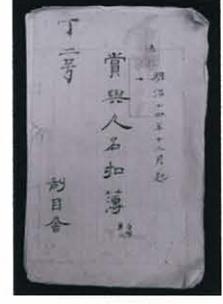
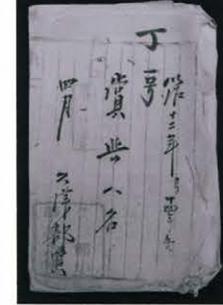
「文書束2」について→	最初の状態の写真	紙紐を解いた状態	オレンジ色の紙を除いた状態	
				
束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から1番目	文書No.2-1		【表紙はない。1番上の資料は、右側第1行目に、「静岡師範学校教則」と印刷されている。】	ポリエチレン製の白い紐で2箇所、全体を綴じているので、明らかに後代(それも比較的最近)に綴じ直されていることが分かる文書。15cm×20cm×厚さ3.3cm。 文書の中身は全て印刷物で、最上段の資料は左欄の通りの文書で、百頁強の冊子だが発行日がない。2番目には日付があり、明治16年7月18日付、「甲第六十號」。下に行くほど時期が若い文書のようなが、最も新しいものは下から3番目の明治19年10月5日付、「縣令第廿三號」である。何故か一番下の資料だけが、明治15年の「甲第六拾号」で、時期が飛んでいる。
	【オレンジ色の紙が表紙の上に置かれていた】			

(表 3 のつづき)

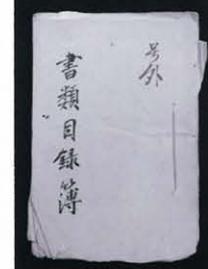
東の中の順番	文書No.	資料 1 枚目 (表紙) の写真	1 枚目に記載された情報 (表題)	資料の紹介
上から 2 番目	文書No. 2-2  【オレンジ色の紙が表紙の上に置かれていた】		明治廿八年八月以降 学事関係法令綴込 (教育新誌附録) 刮目尋常高等小学校  【分ち書き表記は略した。「静岡県山名郡久努村立刮目尋常高等小学校印」が押されている】	15cm×22cm×厚さ 1.5cm。風糸状の糸で綴られている。一番下に補強材なのか、やや厚手の白紙と半紙何枚かが綴じられている。手書きの表紙部分に「第七號」「第一類文書」と印と文字で記され、また「静岡県山名郡久努村立刮目尋常高等〔尋常高等〕の部分は分ち書き」小学校印の朱印が比較的鮮明に押されている。表紙以外は全て印刷物。一番上は「静岡県教育新誌第三十五號附録」(明治 28 年 9 月 10 日発行)で、下に行くほど新しい資料となっている。最下段は「静岡県教育新誌第七十九號附録」(明治 30 年 7 月 10 日発行)である。
上から 3 番目	文書No. 2-3  【オレンジ色の紙が表紙の上に置かれていた】		従明治十四年三月至同年三月 教員出席簿 公立小学刮目舎  【「山名郡第拾式学区村立小口刮目舎」の印が押されている】	16cm×24cm×厚さ 0.8cm。紙紙で右側 2 箇所を綴じられた文書。表紙に「第三号」「第一類文書」と印と文字で、また「庚 口 三号」の文字がある。 文書の中身は、予め青色の枠と必要な文字が印刷された専用用紙(個人別に 1 ヶ月ごと)に 1 日単位の出勤状況記入欄があり、そこに墨で記入された資料。一番初めは、明治 13 年 3 月の清水清太の記録。最後は年月の記載がないが、氏名だけ「林善三」と記された記録。年月がわかる最後の記録は、明治 14 年 12 月の諸井隣太郎のもの。虫食いによる傷みと紙の癒着が激しい部分があり、全てを見ることが出来ない。
上から 4 番目	文書No. 2-4		【1 番上の文書は、明治 16 年 3 月 13 日付けで静岡県令代理による「号外」と題された 1 枚物の印刷物。】	何故かバラバラの状態の文書が、ここに置かれていた。元は綴じられていた資料のようで、綴じ穴の跡がある。1 番上の文書のみ大きさを示すと 13.3cm×19.5cm×紙 1 枚の厚さ。全体の文書の厚さは 2.5cm 程になる。 文書の中身は全て印刷物。1 番上の資料は町村立中学等に教員や助手を備い入れる際の手続きを定めたことを通知する内容。以下も同類の県からの通達類のようだが、日付通りに重ねられておらず、文書の向きも不統一である。明治 15・16 年のものが中心。その他、ここに何が含まれるかは詳細に記録していないが、用行義塾関連のものが何もなくただは確かである。
上から 5 番目	文書No. 2-5		教員出席簿 明治十二年六月ヨリ  【左下に「久津部小」の朱印が押されている。裏表紙に当たる部分には「久津部小学校之印」が押されている。】	16cm×25cm×厚さ 0.2cm。虫食いによる傷みと紙の癒着が激しい資料。 文書の中身は、上の文書No.2-3 と同様に予め枠が印刷された 1 月単位の出席簿であるが、こちらは枠の色が黒。また文書No.2-3 は全て墨による手書きの記録であるが、こちらは判子が押される形で出勤の確認をしている部分もある。一番上は明治 12 年 6 月分の清水清太の記録。最後は痛みが激しく判読難だが、冒頭に「七月」「服部」の文字だけ、かろうじて読める。
上から 6 番目	文書No. 2-6  【オレンジ色の紙が表紙の下に挟んであった】		明治三十七年度 学事関係諸法令綴込 刮目尋常高等小学校  【「三十」の部分がかすれているが何とか読めるレベル】	16.5cm×24cm×厚さ 2.5cm。風糸状の太い糸で綴じられている。表紙の下にオレンジ色の紙が挟んであった、表紙以外はすべて印刷物。1 番上の資料は、「静岡県教育時報第廿九號附録」(明治 37 年 3 月 25 日発行)で、師範学校ほかの教員試験検定の学科目を伝える「文部省告示第二十八號(三十七年二月十八日)」から始まる各種の布達類の集成。以下も同類の資料が綴られており、下に行く程、新しいものになっている。最後は「静岡県教育時報附録 第百壹号」で、高等師範学校卒業生服務規程の改正を伝える「文部省令第二十五號」他が収録された資料だが発行時期は不明。時期を特定できる文書は、それより 1 つ上にある資料で、「静岡県教育時報附録 第百號」(明治 43 年 2 月 25 日発行)。従って、明治 37~42 年の各種法令や省令等がここに収められていることになろう。
(文書東の 1 番下に厚紙が 1 枚のみ)	(資料にはカウントせず)	 【縮小画像】	大正十四学年度 文書綴	元は文書綴りの表紙であったはずの厚紙が 1 枚、何故かこの文書東の一番下に置かれていた。文書を紐でまとめる際に、下敷き代わりに置かれたものと想像される。左の画像は掲載の都合で小さくしたが、実際は他の資料とほぼ同じ大きさ。

(以上で文書東 2 は終わり)

表4 「文書束3」に含まれる個別文書の内容

「文書束3」について→	最初の状態の写真		オレンジ色の紙を除いた状態		紙紐を解いた状態	
束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介		
上から1番目	文書No.3-1  【オレンジ色の紙が文書の上に置かれていた】		1行目に「小学校新■築費支出予算細目」【■は虫食い穴のため欠落して判読難の文字】	15cm×23.5cm×厚さは紙数枚分のみ。紐などで綴じられてはいないが、虫食い跡の癒着による全てが合体し、中を開いて見ることができず、 <b>今回調査を断念した文書</b> 。裏面と裏面のみは見ることができるが、表面から小学校新築に関する予算書と断定でき、また裏面に「明治十三年九月」「刮目舎区/学務委員」の文字があることから、明治14年に実現した校舎新築移転に関する文書と見られる。時期的には戸倉新資料①の1ヶ月前の時期にあたる文書。		
上から2番目	文書No.3-2		明治十九年 達令綴込 村立小学刮目舎  【右の学区一覧冊子中、「山名郡」のうち広岡村・国本村・愛野村・豊沢村・高尾村の5つで山名郡の「第三学区」と区分けされている(33頁)。】	15cm×25cm×厚さ1.8cm。凧糸状の太い糸で綴じられている。表紙に「第五號」「第一類文書」と印と手書き文字で記されている。文書の中身は、印刷物が多いが下の方には手書き文書もある。一番上の資料は明治19年2月5日付、「甲第拾貳號」で、明治14年5月に布達した学区を別冊の通り改定したことを通知する文書と別冊。以下、郡や県からの布達類が、下に行くほど時期が古くなるように綴じられている。其の後に手書きによる控え文書が続くが、その1番上は、明治21年2月8日付の「県令第四号」。手書き文書には傷みが激しいものもある。		
上から3番目	文書No.3-3		明治十四年十二月起 賞与人名扣簿刮目舎  【「扣」は「控」のこと。】	紙紐か糸で綴じられていたらしく、小さな通し穴の跡はあるが、バラバラの状態でごまかして置かれていた。止むを得ず、この文書のまとまりで1つのグループとして扱った。15.5cm×25cm×厚さ罫紙6枚分のみ。一番上の表紙には「第五號」「第一類文書」「丁二號」と印と手書き文字で記されている。文書の中身は、児童と思われる名前が列記されたものだが、表紙の下にある資料は名前から始まるものなので、いつのものか不明。表紙と関係しているのかも不明。日付が書かれている文書では明治16年、明治15年の時期を示す文字が見られるが、年の順になっていない。この文書は、一度まったくバラバラになり、復元できないまま無造作に並べられているものと思われる。		
上から4番目	文書No.3-4		明治十二年ヨリ十四年ニ至ル 賞与人名 四月 久津部賞  【末尾の文字は「小」ではなく「賞」】【「久津部小学校之印」が押されている】	15.5cm×23.7cm×厚さ用紙数枚分のみ。細い紙紐で綴じられている。表紙には「第四號」「第一類文書」と印と手書き文字で記されている。「丁一號」と書かれている。また「久津部小学校之印」の朱印が押されている。文書の中身は、明治12年12月から4月春期試験に関する賞与人名記のみで、表題の時期全部は存在しない。		

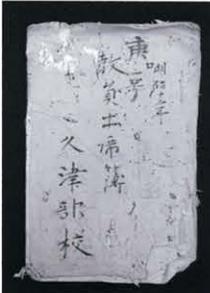
(表4のつづき)

束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から5番目	文書No.3-5		(略) 【上の資料の次に置かれていたバラバラの文書の束。綴られた資料ではないが、止むを得ず、この文書のまとまりで1つとして扱った。用行義塾関連の情報がないことは確認できたので、文書1枚ずつの詳細な記録は残していない。】	15.5 cm×25 cm×厚さ罫紙 18 枚分。 1 枚目の字体から文書No.3-3 で示した文書の続きに当たるものかもしれない。表彰対象の生徒なのか、名が列記されているが詳細は不明。この文書も全て小さな通し穴の跡がある。また最後の文書には、明らかに児童名の列記とは異なる筆跡がある。資料全体は綴られてはいないが、虫食い跡の癒着で数枚分の罫紙が合体している。なお冒頭の資料は、何らかの途中の文書であり、その前の文書が欠落していると思われる。その次の文書は、明治13年9月の日付で、「刮目舎区 学務委員」の名前による「号外議案」ほかの記録である
上から6番目	文書No.3-6  【オレンジ色の紙が表紙の上に置かれていた】		自明治二十一年一月 至同二十二年十二月 郡役場 戸長役場 達類 刮目■常小学■  【■部分は欠けて判読できない部分。分ち書き表記は略している。表紙とその下の1枚目の文書だけが虫食い跡の紙の癒着により分離できないため、1枚目の内容は読めていない。】	17.5 cm×27 cm×厚さ3cm。風糸状の細い糸で綴じられた分厚い文書綴り。 文書の内容は、罫紙の手書き文書が殆どで、一部印刷物もある。罫紙の多くは「山名郡広岡村外四村戸長役場」と木版で刷られた青色枠の罫紙。癒着で読めない最上部の資料を除き、その次の資料を実質上の1番上の資料と考えると、それは、「廿一年一月廿三日」付、「山名郡広岡村外四村戸長金沢太郎次」の名で、刮目尋常小学校校長藤本彦四郎にあてられた文書である。以下、下にいくほど新しい日付の文書が綴じられている。但し最下段は明治16年8月の「聯合村会決議書写」で、これだけは時期が飛んでいる。文書は達筆すぎて筆者には判読できないものが殆どだが、幾つか用行義塾関連人物の名が記されたものもあった。 印刷物で綴じられている資料の最初は、「第一諮問案 小学校生徒操行査定細目」と記されたもので、諮問案は第四までである。冒頭の上部余白に手書きで「明治二十一年一月卅一日 池田本部長ヨリ諮問」とあり、時期が分かる。
上から7番目	文書No.3-7		日誌 明治十二年一月二月三月中 久津部校  【表紙に「久津部小学口之印」が押されているが口部分は消えて判読できない。但し6月分の日誌表紙の印を見ると口部分は「校」と判明する。細い紙紐状のもので中央一箇所のみが綴じられている。】	表紙には「庚 イ 一号」「第一號」「第一類文書」と印と手書き文字で記されている。大きさは16.5cm×25cm×厚さ1cm。ただ最後の9月以降の日誌のみ大きさが一回り小さい。 文書の中身は全て罫紙に墨書されたもの。綴りの1枚目には明治12年1~3月までの日誌とあるが、実際に綴られているものを順に示すと、①同年1月から3月までのもの、②同年6月のもの、③同年「四月ヨリ避暑休業(七月迄)」【最後の記録は8月1日の条までである】、④同年「九月一日ヨリ」【実際の記録は12月末までである】、である。順序が一定していないし、6月がダブっている【③にも6月の記録がある】という不可思議な点はあるが、実質この年の1年分の日誌がここにあることがわかる。
上から8番目	文書No.3-8		明治十七年二月口附 明治二十六年一月調査 文部省奨励工 庶物標本目録 磐田郡久努村立刮目尋常高等小学校 【口の文字は判読難。分ち書き表記は略した。】	12.2cm×17.6cm×厚さ0.2cm 小型の文書。明治30年の「終業証書」を裏返し、半分折って表紙として使っている。証書の末尾には「静岡県磐田郡久努村立刮目尋常高等小学校校長太田佐喜治」と印刷されている。なお表紙に「刮目尋常高等小学校」の印が押されている。 文書の中身は「庶物指教用標本目録」と題された表紙から始まる印刷物全18頁。1頁目中に、手書きで「明治三十六年一月調 朱点を附シタルハ紛失シタルモノナリ 太田校長」と記され、表紙として使われた卒業証書に記載の校長名と合致する。
上から9番目	文書No.3-9		書類目録簿  【風糸状の太い糸で綴じられている。17cm×25cm×厚さ0.6cm。全て手書きの文書。用紙は罫紙。文書の中身は、学校で保存すべき書類の目録と引継ぎ文書。】	罫紙の山折部分に学校名が印刷してある青色のものがあるが、その殆どが「刮目尋常小学校」とあるが、末尾の数枚のみ「刮目尋常高等小学校」と記されている。しかし「高等」の文字がある罫紙に記されているリストは、その1枚前に「高等」がない罫紙に記されたリストの続きであるから、明らかに同時に作られたことがわかる。つまり尋常高等小学校と名乗るようになった頃に、このリストは作られ、その際に古い罫紙を優先的に使用したと推断できる。 なお、『沿革史』に関する謎の1つがここから解決したことは既刊拙稿で指摘した。

(表4のつづき)

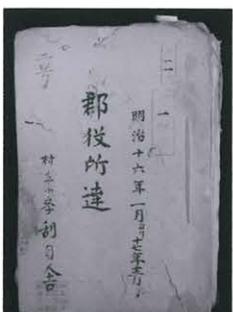
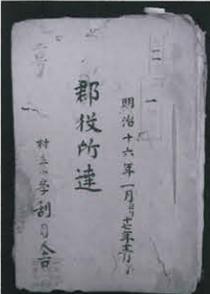
束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から10番目	文書No.3-10  【オレンジ色の紙が表紙の下に挟んであった】		従明治十二年三月 賞与人名簿  【「久津部小学校之印」が押されている】	15cm×22cm×厚さ0.5cm。紙紐で右側上下2箇所を綴じているが、下の紙紐は殆ど外れている。すべて罫紙に手書きされた文書。文書の中身は、試験ごとに優秀な成績を収めた児童に賞を与えた際のリスト。最初のリストは明治12年2月末の試験による優秀者で、以後、定期的に行われた試験ごとの記録が並び、最後は明治14年12月まで確認できる。表紙には明治12年3月から、とあるが、実際の記録は2月の試験からである。
上から11番目	文書No.3-11		明治十七年一月 賞与取調簿 山名郡第十二学区 村立小学刮目舎	15.5cm×24.5cm×厚さ0.3cm。紙紐で右側上下2箇所を綴じているが、下の紙紐は外れかけている。表紙に「第七號」「第一類文書」と印と手書き文字で記され、さらに「丁四号」と書かれている。裏表紙と、そのすぐ上に綴じられている用紙数枚の傷みが激しい。文書の中身は上記と同様のリスト。
上から12番目	文書No.3-12		教員出席簿 明治十二年三月 久津部校  【「久津部小学校之印」が押されている】	16cm×24.8cm×厚さ0.3cm。綴じられていない資料であるが、虫食い跡による紙の癒着で中を全く開けない状態で1つに合体している。そのため、小栗はこの資料の中を見ない。表紙は罫紙だが、中は出欠を記録するための枠が印刷されている専用の用紙。表紙左肩部分にわずかの隙間があり、そこから1枚目の用紙を覗くことができたため専用紙であると分かった。そこには「清水」の印鑑が押されていた。分かった情報はそれのみである。明治12年の教員の出席簿であるから、用行義塾関連の情報はここにはないと思われる。
上から13番目	文書No.3-13		従明治十二年九月 教員出席簿 学校	16cm×25cm×厚さ0.3cm。紐で綴じられている資料だが、これも虫食い跡による紙の癒着が激しく、全く中を開けない状態のため、小栗はこの資料の中を見ない。表紙は罫紙だが、表紙から透けてみえる限りでは、上の資料と同じく、出欠専用の用紙が綴じこまれているようである。明治12年の教員の出席簿であるから、用行義塾関連の情報はここにはないと思われる。
上から14番目	文書No.3-14		明治十六年四月ヨリ 賞与下調簿 村立小学刮目舎	16.5cm×24.5cm×厚さ0.5cm。風糸状の太い糸で綴じられている。表紙に「第六號」「第一類文書」と印および手書き文字で、また「丁三号」と手書きで記されている。表紙を除き、中はすべて罫紙に手書きで記された文書。文書の中身は複数の児童のリスト他。1つ目は「従明治十五年十一月至同十六年四月【ここまで分かち書き】一期間得賞之者」と記され、以下ランクごとに児童の名が列記された文書、最後に「合計百三十一人」とあるから、児童全員分が記載されているものと思われる。またこの文書の5枚目と6枚目の間に、綴じ穴もない1枚のリストが挟まっており、「大試験賞与」とあるが時期は不明。以下、何種類かのリストがあるが、時期が分かる最後のものは「従明治十六年五月至同十七年四月」の1年分の得点別リスト。

(表4のつづき)

束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から15番目	文書No.3-15  【オレンジ色の紙がこの文書の上に置かれていた】		【1枚目1行目に「乙号 議案」と記されている文書。オレンジ色の紙がこの上に置かれていたが、詳細不明のこの文書のために置かれたのだろうか。或いは元は別の文書のために置かれたものだったのだろうか。】	14.8cm×22.2cm×厚さは紙1枚分のみ。罫紙1枚が山折にされているだけの文書。虫食い跡による紙の癒着で広げることができないが、文字は表裏に書かれているのみ。文書の内容は、「議案」とあるので何かの会議の資料と思われるが詳細は不明。時期も不明。文面には第1条から第3条までの議案内容があり、1条は土地の価格に関する記述、2条は下付金見積りが60円であるとの記述、3条は生徒授業料が66円であるという記述がそれぞれある。学校の予算に関する文書の一部ではないかと思われる。
上から16番目	文書No.3-16		明治十二年 教員出席簿 久津部校	16.2cm×25cm×0.2cm。表紙に「第一號」「第一類文書」と印と手書き文字で記され、更に手書きで「庚 一 号」とある。また「久津部小学校之印」が押されている。紙紐により右側上下2箇所綴じられている。癒着のため中を見ることが出来ない資料。但し表紙はめくることができ、その下の1枚目が見ることができた。そこには1行目に「十二年一月 清水清太」と記され、31日分の枠で出欠の記録が記されている。その裏側を一部だけ見ることができたが、「十二年一月 田淵友治」とある。1月以外の出勤簿が含まれているか否かは不明。

(以上で文書束3は終わり)

表5 「文書束4」に含まれる個別文書の内容

「文書束4」について→	最初の状態の写真	紙紐を解いた状態	オレンジ色の紙を除いた状態	
				
束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から1番目	文書No.4-1  【オレンジ色の紙が表紙の上に置かれていた】		明治十六年一月ヨリ十七年十二月マデ 郡役所達 村立小学刮目舎  【「山名郡第拾弍学区村立小学刮目舎印」が押されている】	16.5cm×25cm×厚さ0.8cm。風糸状の太い糸で綴じられている。表紙には「第一一號」「一」は「二」の可能性も「第一類文書」と印と手書き文字で記されている。また「乙 一 号」と手書きで記されている。表紙の厚紙以外は、罫紙に墨書の文書が主で、一部に半紙に書かれたものや印刷物もある。1番上の文書は、明治16年4月11日付、磐田豊田山名郡の郡長・小野田松一郎による「学第八十六号」の控えで、学校職員による拝賀式に関する指示が記されている。以下、同種の郡からの布達類が、下に行くほど時期が新しくなるように綴られている。最下段の文書の日付は「十七年十二月廿日」。

(表5のつづき)

東の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から2番目	文書No.4-2		明治十八年 郡役所 戸長役場 達 類 刮目舎 【分ち書き表記は略した】	17.5 cm×25.5 cm×厚さ 1.1cm。紙紐で綴じられ、表紙に「第一三號」「第一類文書」と印と手書き文字で記されている。表紙を除くと、中身は罫紙に墨書された文書が主で、一部に印刷物もある。罫紙は「山名郡岡村外四ヶ村戸長役場」または「静岡県磐田豊田山名郡役所」と印刷された専用罫紙が多い。 1番上の文書は、「明治十八年十月三日」と思われる日付の文書で、それが正しければ表紙に書かれた明治18年に当る文書はこれのみ。次の文書は明治19年3月4日付、郡役所が刮目舎にあてた「学第五十三号」。以下、下に行くほど日付が新しくなる形で綴られている。最下段は明治20年11月21日付「学第三三〇号」で、「公立小学校々則」が制定されたので、これに準じて各校の校則を定めて提出せよ、という指示の文書。
上から3番目	文書No.4-3		設計内訳書	16.9cm×25cm×厚さ用紙数枚分。罫紙3枚を山折にしてコヨリ状の紙紐で綴じられている文書。すべて手書き。表紙のほか、本文1行目にも「刮目尋常高等小学校々舎建築設計書」と記されている。文書中に記された日付は「明治四拾五年四月」で、「久努西村堀越」の「塚本伊平」の署名があり、「磐田郡久努村役場御中」あてに出されている。明治45年の校舎新築時の設計概要を業者が記した文書と見られる。
上から4番目	文書No.4-4		明治二十一年二月より二十二年三月二至ル 修成 卒業 証 番号記 刮目尋常 小学校	17.5 cm×24.8cm×厚さ 0.4cm。表紙に「第2號」「第一類文書」と印と手書き文字で記され、また「静岡県山名郡第三学区公立刮目尋常小学校印」の印がある。さらに、「明治二」の部分が見えるように貼付された付箋があり、「あ号」と記されている。コヨリ状の紙紐で綴じられている。表紙以外は全て罫紙に墨書されている。なお裏表紙は「学びのしるし」と題された昭和34年の母親学級の終了証書が用いられているので、その頃に綴じ直されたことが分かる。 文書の中身は、「明治廿一年二月始メ(本分三校合併之部)」と、「明治廿二年」と各々冒頭に記された2冊の名簿からなる。
上から5番目	文書No.4-5		明〇〇一年〇〇…〇〇 七年〇至 学校ノ 書類 山名〇国本 村 【〇部分は紙が欠けて判読できず】	15.2cm×24cm×厚さ 6.5cm。分厚い綴りの資料。表紙以外は罫紙に墨書されたものばかりだが、1枚だけ印刷物も綴られていた。 1番上の資料は「明治十年十二月押【おさえ】/学齢連名簿/第拾三小区/高尾分校」で、次が「明治十年九月押/学齢調/第二大区十一小区/愛野村」。以下、明治13年、12年、11年の資料が続くので、整理の順序は年代で統一されている訳ではない。 中身はいずれも学校に関する種々の記録類であるが、足立儀八など用行義塾関連の重要人物の名前が記載されている文書が幾つもあり、文書束の中でも貴重さは随一である。しかし、綴りの中ほどに当たる箇所、虫食い跡による紙の癒着が激しく用紙が開けない部分が多々あり、 <b>今回その部分は調査を断念した。</b>
上から6番目	文書No.4-6		【1行目に「刮目尋常高等小学校改築予算」と記された文書】	16cm×24.5cm×厚さ用紙2枚の山折分。「磐田郡久努村役場」と印刷された「高尾活版所製」の専用罫紙(赤色の枠)2枚だけの手書き文書。右肩1箇所を細いコヨリ状の紙紐で綴じてある。時期を示す情報が皆無だが、「尋常高等小学校」を名乗っていることから明治26年以降と特定できる。また文書1枚目にある「女生徒便所建築費」=370円47銭が、別に存在している文書(文書No.4-3)=明治45年の改築時の予算内訳に記されている「女生便所」の額と同額であること等から、これも明治45年の校舎新築時の関連資料と推定できる。

(表5のつづき)

束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
上から7番目	文書No.4-7  【オレンジ色の紙が表紙の下に挟んであった】		明治三十四年五月 要書綴込 刮目舎	写真にも見える付箋は小栗が借用した時点で元々挟まれていたもの。それらの付箋も元の状態のまま返却した。20cm×30cm×厚さ2cm。凧糸状の太い糸で綴じられている。表紙に「第三號」「第一類文書」と印と手書き文字で記されている。 文書の中身は、手書き文書と印刷物が混在している。一部、挟んであるだけの資料もある。綴り順は年代順とは限らない。1番上は紙に鉛筆で書かれた絵が数枚の資料で文字が皆無。次の資料は「刮目尋常高等小学校」と印刷された罫紙に手書きで記された文書で1行目に「明治三十四年二月現在数」とある。次は明治34年5月9日付「学第一三號」。最下段は31年6月15日出版のトラホーム予防心得の小冊子。
(以上で文書束4は終わり)				

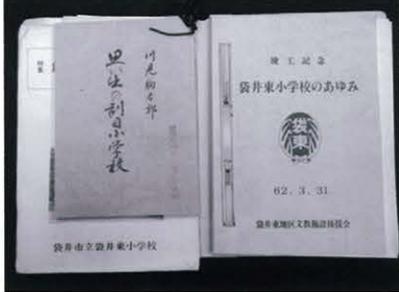
表6 「文書束5」に含まれる個別文書の内容

束の中の順番	文書No.	資料1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
「文書束5」について→	最初の状態の写真 	ポリ紐を解いた状態 	オレンジ色の紙は1番上の資料の途中に挟んであった。その写真↓ 	
上から1番目	文書No.5-1  【オレンジ色の紙が文書の途中に挟んであった】		明治拾四年及拾五年 官達綴込 従 壺月 刮目舎  【「山名郡第拾貳学区 区村立小学刮目舎 印」が押されている】	13.5cm×20cm×厚さ5cm。分厚い資料。凧糸状の太糸で綴じられている。表紙に「第一號」「第一類文書」「乙イ四号」と印と手書き文字で記されている。表紙と最下段の文書は手書きだが、他は印刷物で県からの布達類で構成されている。 1番上の文書は明治14年1月6日付の「第五拾九號」、次は明治14年5月19日付の「丙第拾八號」。以下、下に行くほど時期が新しくなるように綴られている。印刷物の最後は明治15年12月27日付のもの。更にその下に手書き文で明治15年の文書が3件ある。
上から2番目	文書No.5-2		明治九年七月中学 資金寄附総計表	表題が付された木板を下敷として、そこに凧糸状の太糸で文書が綴られたもの。次の木板の写真では綴じ糸が左側に見えるが、それは同面が裏表紙に当たることを意味する。木板の大きさは14.8cm×21cmで資料全体の厚さは7cm。実際の表面となる文書側の1枚目に「第一號」「第一類文書」「乙イ一」と印と手書き文字で記されている。 文書の中身は全て印刷物で、浜松県からの布達類。1番上の資料は「明治九年七月中学資金寄附統計表」。以下、下に行くほど時期が新しくなるように並んでいるようであるが、そうでない場合もある。最下段は明治8年5月31日付の「第七拾壺号」の布達。

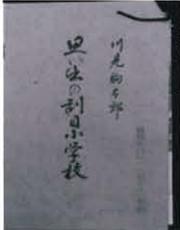
(表 6 のつづき)

束の中の順番	文書No.	資料 1 枚目 (表紙) の写真	1 枚目に記載された情報 (表題)	資料の紹介
(同上)	(同上)		浜松県設置中 官達綴込	上の資料を裏返して撮影した画像が左のもの。
(以上で文書束 5 は終わり)				

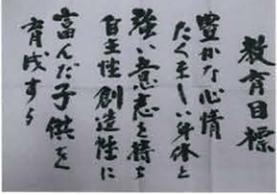
表 7 「ファイル資料」に含まれる個別文書の内容

「ファイル資料」について→	最初の状態の写真 	ファイルを開いた状態 	*この資料のみ、右側の 2 穴の綴じ部分を開き、資料を取り出して中身を確認した。但し、左側に見える黒の綴じ紐で括られた資料(3 点の資料で構成されている)は紐を外していない。	
中の順番	文書No.	1 枚目 (表紙) の写真	1 枚目に記載された情報 (表題)	資料の紹介
右側の上から 1 番目  【「右側」とは、上記右の写真で右側に見える部分のこと。「左側」も同じ意味。】	文書No.6-1		竣工記念 袋井東小学校のあゆみ 62.3.31 袋井東地区文教施設後援会  【小栗の研究で用いる略称は『あゆみ』】	『竣工記念 袋井東小学校のあゆみ』(昭和 62 年 3 月 31 日、袋井東地区文教施設後援会)。「あとがき」(91 頁)に「文責」として当時の校長・土屋恒次の名が記されているので、学校が編纂し、後援会が発行した私家版の冊子であることが分かる。竣工記念というのは、この時に、旧校舎が耐震校舎に建て替えられたことを記念するという意味である。冊子のタイトルであるが、表紙を見ると「竣工記念 袋井東小学校のあゆみ」と読めるが、奥付には「袋井東小学校のあゆみ(竣工記念)」と記されている。本研究では、正式に示す時には、表紙を尊重して『竣工記念 袋井東小学校のあゆみ』と記すべきであるが、長くなるので『あゆみ』または『袋井東小学校のあゆみ』とする。

(表7のつづき)

束の中の順番	文書No.	1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
右側の上から2番目  【右側は以上】	文書No.6-2		【「1, 東小学校区図」と題して記された略地図から始まる文書】	『あゆみ』の下にファイリングされていたプリント。B4版のコピー資料が2枚でセットになった資料。内容は、学校と周辺の紹介が記されたもの。いつ、どこで、何の為に使われたものなのかは資料からは伺うことができない。
左側の上から1番目	文書No.6-3		川見駒太郎 思い出の刮目小学校  【右下に「静岡県袋井市立袋井東小学校」の印が押されている】	この本は公刊本で、袋井図書館にも蔵書がある。
左側の上から2番目	文書No.6-4		東小だより 特集 創立百年記念号 昭和47年11月21日 袋井市立袋井東小学校	創立百周年を記念して作られたもの。学校関係者らの回想記が多数掲載されているが、そこには用行義塾に関するものはない。末尾近くに用行義塾の設立趣意書、時間割表、規則が記載されているが、『袋井市史』等で紹介された既知の情報のみしかない。なお、本資料中に鉛筆による多数の線引きや、末尾のPTA会長・歴代校長欄への追加情報記入があるが、これら全ては小栗が見た時に既に書き込まれていたものである。
左側の上から3番目  【文書No.6-3から6-5までの3点が黒い綴じ紐で右肩一箇所だけで綴じられていた。】	文書No.6-5		文化財シリーズ 第2集 袋井市の文化財 袋井市教育委員会  【昭和54年3月発行のもの。当時は、まだ用行義塾の版木は文化財になっていない。】	この資料のみは左綴じの冊子資料。綴じ紐で綴じられた他の資料は右綴じの資料であるので、綴じたまとまりの一番裏側に、これの表紙が見える。裏側から撮影したものが左の写真。 黒の綴じ紐で綴じられているのは、文書No.6-3~6-4までの3点のみ。
左側の上から4番目  【以下は、綴じ紐で綴じられた文書の下に、重ねて置かれていただけの資料】	文書No.6-6		富士浅間宮のしおり	横長の両面印刷物1枚を四つ折にしたリーフレット。発行日等の記載はない。
左側の上から5番目	文書No.6-7		貫名系図略縁起	貫名山妙日寺の紹介リーフレット。横長の両面印刷物1枚を巻き込むようにして折られた資料。末尾に「昭和五十六年十月第七百遠忌の砌 改訂再販」とあるから、その頃に作られたものと分かる。
左側の上から6番目	文書No.6-8		(コピー)	『袋井市史・通史編』の254~255頁部分をコピーしたもの1枚。1頁ずつコピーした用紙を張り合わせて見開き1頁分に加工してある。

(表7のつづき)

束の中の順番	文書No.	1枚目(表紙)の写真	1枚目に記載された情報(表題)	資料の紹介
左側の上から7番目	文書No.6-9		油山寺	油山寺の紹介リーフレット。横長の両面印刷物1枚を外4つ折にしたもの。発行時期を示す記述は見あたらないが、住所表示にある郵便番号が「〒437」と3桁表示のみである。3桁の郵便番号は同制度が導入された昭和43年当時のものであるから、少なくとも、昭和の時代の資料であることは間違いない。
左側の上から8番目	文書No.6-10		昭和47年 袋井市立袋井東小学校 学制百年・創立百年記念	薄桃色のB4サイズの厚手の台紙の両面に、モノクロ写真を直接貼り付け、沿革、教育の力点、規模、施設一覧などを紹介する資料。印刷されている文字は、汎用性のあるものばかりなので、市内の学校を統一した書式で紹介するために作られたものかもしれない。
左側の上から9番目	文書No.6-11		教育目標	約44cm×60cmの書道用の紙に墨書されたもの1枚。いつのものかは不明。ちなみに、平成28年度の同校の「教育目標」は「自分づくり」に進んで挑戦する子であり、上記文書No.6-10にある昭和47年時の「教育の力点」(教育目標はない)は「1、運動能力を高め、・・・」とあり、いずれもここに記されている文言とは異なっている。

(以上でファイル資料は終わり)

表8 文書束・資料の返却時の状態 (写真上:包む前、写真下:包んだ後。風呂敷とタグは小栗が提供した。)

①文書名	文書束1	文書束2	文書束3	文書束4	文書束5
②文書番号	文書No.1	文書No.2	文書No.3	文書No.4	文書No.5
③写真					

表 8 の続き

(表 8、以上)

①文書名	ファイル資料
②文書番号	文書No.6
③写真	 <p>(こちらは風呂敷で包まずに、そのまま返却した)</p>

の捻出その他の事情から、今回の調査では業者に委ねることは見送ることとした。癒着による未調査部分の調査は次の機会を待ちたいと思う。袋井東小学校に最後に返却した際に、寺田校長にも、そのことを正確に伝え、また癒着部分を示し確認をもらった上で、元の形に文書束を戻して返却した。ただし、癒着のある文書については、

「文書No.3-1」はクリアーポケットの袋にそのまま入れて文書を保護する形で返却し、「文書No.4-5」には癒着部分に付箋を置いて該当箇所が分かるようにしておいた。

(2-3) 先行調査の痕跡

表 2 以下の中で示した写真からも分かるように、今回の文書束の殆どには一番上に「要保存／教育史資料」と印刷された用紙が置かれていた。本稿掲載の白黒写真では判別できないが、用紙はすべてオレンジ色のものが使われている(以下、本稿で用いる「オレンジ色の紙」はすべてこれを指す)。その用紙が資料の上に置かれていたり、途中で挟まれていたりする場合には、表 2~7 の「文書No.」の枠内にそのことを記載している。その記載がないものは、その文書にはオレンジ色の紙は無かったことを意味する。

このオレンジ色の紙はすべて静岡県立教育研修所・教育史史料連絡委員によるもので、「この資料は「静岡県教育史関係資料目録」に登録されている貴重な資料です。／もし、処分される場合は下記までご連絡ください。」(「／」は小栗による。改行を示す)と書かれ、連絡先として三島市の住所・電話番号が記されている。

しかし、前掲拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革誌」について(その1)」の注(8)に記した通り、組織再編の結果、この機関は静岡県総合教育センター(掛川市)に統合されて消滅している。それでも資料中のオレンジ色の紙は昭和40年度頃<sup>(2)</sup>に旧教育研修所が行った調査時に置かれたままになっており、あたかも、そこだけが時間が止まっているように見える。

ところで、今回筆者が調査した文書束には、その時の県の教育研修所による調査の時のものか、あるいは、その後で作られた『あゆみ』のための調査の時のものか、又はそれ以外の理由によるものか、詳細は不明であるが、筆者が調査をする前に、これらの文書を調べた人による痕跡がい

くつか認められた。

その代表が、オレンジ色の紙が文書の上に置かれていたり、間に挿入されていたことであるが、他にもある。多く見られたケースは、調査者が目印にしたと思われる付箋代わりの細長い紙が幾つも挟まれていることである。更に、鉛筆で文書に書き込みをしている箇所もあった。筆者は元の状態のままにして全資料を袋井東小学校に返却しているので、当然、これらの痕跡もそのままの状態になっている。しかし、それらは筆者とは無関係であることをここでお断りしておきたい。

今回の筆者による調査では、文書にはいかなる書き込みも、また破損・汚濁も加えていない。既述の通り、癒着箇所にポストイットの付箋シールを貼ったものが筆者による唯一の追加である。厳密に言えば、文書No.3-1の保護のためにクリアーポケットに入れたことと、また、後述するように文書束全体を風呂敷で包んだことも筆者が新たに付け加えたことにはなるが、これらは文書の中のことではない。文書の中に関しては、筆者は付箋を貼った以外には何も手を加えておらず、借用した時の状態のまま袋井東小学校に返却している。

(2-4) 県立教育研修所の調査と今回の調査

オレンジ色の紙を残していった県の教育研修所による調査結果は、『静岡県教育史関係資料目録(その1)』としてまとめられており、そこに袋井東小学校所蔵の文書もリストアップされている<sup>(3)</sup>。

リストアップされている資料名を見ると、今回の筆者による調査の対象となった文書と重なるものもあれば、重ならないものもある。重なる部分については、上記の目録の情報よりも今回の筆者による調査結果報告の方が、提供している情報の量は遥かに多い。上の目録は文字通りの目録であり、資料名と時期等の若干の情報が記載されているのみで、内容に関しては一切の説明・紹介がないからである。

重ならない部分については、教育研修所は調査をしているが筆者はその資料を見るのがなかったケース①と、筆者は調査をしているが教育研修所は記録していないケース②の2種類がある。重なる部分、重ならない部分の詳細を示すと煩雑になり、また、それを比較することは本研究の目的から外れるだけなので、ここでは触れないことにする。重なる部分については、本稿の注(3)のリストの中に★印で示しておいたので、それを参考にして頂きたい。

重ならない部分のうち、ケース①が存在するという事実は、まだ筆者が調査できていない文書が袋井東小学校に残っている可能性があることを示唆している。小澤校長は、文書束を保管用ロッカー(小栗はこのロッカー内から自分で資料を持ち出したことはない)から出してくれた際に、小栗に役立つであろうと思われるものは全部出してくれたはずである。ただ、提供は適切ではないと小澤校長が判断された資料は実際にあった。例えば生徒の名簿類や成績

簿等の個人情報だけが記録されたもの(しかも戦後のものが多いという)の類である。それらは保管庫の中にあるがお見せする必要はないでしょう、と小澤校長から説明を受けたので筆者も承知している。しかし、教育研修所の目録を見ると、それ以外にも筆者にとって未知の文書が幾つも存在していることが分かる。

小澤校長が見落としている資料があるということかもしれないし、或は教育研修所が調査した時には存在していたが何らかの理由で現在は袋井東小学校には残っていないということかもしれない。理由は不明だが、いずれにせよ、今回の筆者による調査対象に入らなかった資料については、現時点では筆者は何も言うことはできない。ここでは、そのような事実があるということを書き、将来に再調査をする人が現れた場合に役立てて頂きたいと考える。

【以下、(その2)へ続く】

- (1) 『静岡理科大学紀要』第24巻(2016年刊)所収。
- (2) 『静岡県教育史関係資料目録(その1)』(静岡県立教育研修所、昭和42年6月)には袋井東小学校所蔵の文書もリストアップされているが、それが記録されている場所は、「I 学校・地教委(市町村役場を含む)関係資料所蔵一覧」の「3、小学校西部」と「IV 研修所所蔵資料目録」「V 学校その他所蔵別目録」である。同書3頁の「凡例」によれば、「I」の「3」は昭和40年度に調査されたものであり、「IV」は「昭和40・41年度に複写した資料・寄贈された資料」であるという。「IV」にある袋井東小学校の文書が、どちらの年度に収集されたものであるかを特定できないので、ここでは「昭和40年度頃」と表現したが、40年度か41年度のどちらか、または両方ということになるはずである。
- (3) 同目録にある袋井東小学校の文書は以下の通り。文書の末尾に「★」を付したものは、小栗による今回の調査対象資料(沿革史の調査時のものは含まない)と重なるものを示す。

目録92～93頁、「I 学校・地教委関係資料所蔵一覧」の中の「袋井東小」の調査結果が表として記されているが、その表から読み取れる情報は以下の通り。

- ・袋井東小の「創立年月日」は「明5.7」で、
- ・「沿革史」は「明治11～」
- ・「学校日誌(公務日誌、庶務録など)」は「明12～」★、
- ・「旧職員履歴書綴」は「明40～」
- ・「学籍簿(指導要領)」は「明20～」、が存在する。
- ・「創立関係の資料」は「○」(存在するという意味)、
- ・「その他」の資料として、
  - ・「刮目小学舎建築設計書」★、
  - ・「学齢簿」★、
  - ・「卒業状割符録 明18」、
  - ・「優等生徒姓名録・修成卒業証書番号記 明21～22」、
  - ・「刮目尋常高等小学校規」、
  - ・「職員任免並俸給簿 明11～」
  - ・「学校計画書 昭30～」
  - ・「研究授業案」、

が存在する。  
以上である。但し「その他」の欄以外の資料名(例えば「沿革史」)は、すべての学校に共通して付されている欄の中の名称であり、個別資料の固有名称ではない点に注意を要する。

また、206頁以下に、「4 研修所所蔵資料目録」(目次では「IV」であったが、その場所[196頁]では「4」になっている)の中の「1. ゼロックス、筆写など」に袋井東小関連の資料が表として記録されているが、そこでは資料ごとにNo.と固有名称も記されている。ここにリストアップされている袋井東小関連資料について、No.と表題名(「」部分=小栗による)、説明(【】部分=小栗による)を列記すると以下のようになる。ただし、ここでの「説明」は、表から小栗が読み取って情報を書き写したものを指し、そこに意味不明な点があっても、表中の情報がその通りなので、これ以上の解説はできない。例えば「旧名」は資料名の欄の1つに置かれており、資料を作成した学校の旧名のことなのかと思えたが、連合村会のように明らかに学校が作成したものではない資料も該当しているため、「旧名」の意味がよく分からないままになっている。

- ・No.132「日誌」【旧名は久津部学校、内容は学校日誌、明治12.1～明治13.12.25、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】★
- ・No.133「刮目舎日誌」【旧名は山名郡公立小学刮目舎、内容は学校日誌、明13.1～明13.12.25、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】
- ・No.134「刮目舎日誌」【旧名は山名郡第12学区村立小学刮目舎、内容は学校日誌、明14.1～明14.12、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】
- ・No.135「日誌」【旧名は山名郡第12学区村立小学刮目舎、内容は学校日誌、明15.1～明15.12、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】
- ・No.136「聯合村会決議書写、他」【旧名は村立小学刮目舎、明16.8に成立〔「成立」の意味が小栗には不明〕、内容は村会決議書類、明13～明16、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】★《但し文書No.3-6の中にある資料は「聯合村会決議書写」のみで、「他」が何を示すかは不明》
- ・No.137「郡役所達」【旧名は村立小学刮目舎、内容は郡役所達、明16.1～明17.12、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】★
- ・No.138「郡役所・戸長役場達類」【旧名は刮目舎、内容は郡役所達、明18～明20.12、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】★
- ・No.139「郡役所・戸長役場達類」【旧名は刮目尋常小学校、内容は郡役所達、明21.1～明22.12、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】
- ・No.140「浜松県設置中官達綴込」【旧名は刮目舎、内容は官達綴込、明8.4～明9.7、教育研修所はゼロックスコピーで2冊を所蔵】★
- ・No.141「官達綴込」【旧名は刮目舎、内容は官達綴込、明9.9～明11.12、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】
- ・No.142「官達綴込」【旧名は刮目舎、内容は官達綴込、明12.1～明13.12、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】
- ・No.143「官達綴込」【旧名は刮目舎、内容は官達綴込、明14.1～明15.11、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】★
- ・No.144「学校諸達綴込」【旧名は刮目舎、内容は官達綴込、明15.12～、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】★
- ・No.145「県達類」【旧名は刮目舎、内容は官達綴込、明16.1～明16.3、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】
- ・No.146「学事関係法令綴込(教育新誌附録)」【旧名は刮目尋常高等小学校、内容は官達綴込、明28～明30.7、教育研修所はゼロックスコピーで1冊を所蔵】★

さらに、240 頁と 244 頁に「4」の「2. 写真、フィルム」の中にある袋井東小関連の資料が列記されている。上と同様の方法で記すと以下ようになる。

- ・No.132 「賞与人名」【旧名は久津部賞、成立は明 12～明 14】★
- ・No.132 か？【上の 132 の下にNo.が空欄で記されている】「賞与取調簿」【旧名は刮目舎、成立は明 17.1】
- ・No.132 か？【同上】「山名郡岡本村学校ノ書類」【「岡」は「国」の誤り…小栗注、旧名はなし、成立は明 15～明 17】★《但し、小栗が調査したものは文書No.4-5 のことで、時期が同一とは言えないので、別のものである可能性もある》
- ・No.178～188 「官達綴込 浜松県設置中」【他に情報なし】★
- ・No.188～191 「明治 15 年 12 月より学校諸達書綴込」【旧名は戸長役場。No.の「188」が上と重複しているが原文のまま。以下のNo.の重複もまた同じ。】★
- ・No.192～194 「明治 28.8 学校関係法令綴込」【旧名は刮目小学校】★《文書No.2-2 「学事関係法令綴込」のことだと思われるが、No.192～194 までの 3 分冊になっている点は小栗が見た資料とは異なっている。綴り方が変更になったということか、別冊が他に存在しているということのいずれかになる。》
- ・No.194～199 「官達綴込 明 9.9～明 11.12」【他に情報なし】
- ・No.199～201 「官達綴込 明 12.1～」【他に情報なし】
- ・No.201～212 「官達綴込 明 14～明 15」【他に情報なし】★《ここも 2 分冊になっている点は小栗が見た資料とは異なっている。》
- ・No.212～213 「学事関係諸法令綴込明 37」【他に情報なし】★最後に 360 頁以下に「V. 学校その他所蔵目録」の中の袋井東小関係の資料が列記されている。これも同様の形式で示すと以下ようになる。
- ・No.1224 「学籍簿」【明 24.26.27～】
- ・No.1225 「履歴書綴」【明 40 整理】
- ・No.1226 「職員勤務調査表」【大 11～】
- ・No.1227 「賞与人名簿」【明 12～明 16】★
- ・No.1228 「高等科児童卒業名簿」【他に情報なし】
- ・No.1229 「小学校一覧表綴込」【大 10～】
- ・No.1230 「学区連絡簿」【明 11】
- ・No.1231 「卒業状部符録」【明 18～明 11 [ママ]】
- ・No.1232 「学事関係諸法令綴込」【成立は明 37】★
- ・No.1233 「学校法達綴込」【2 冊、明 9～明 15】
- ・No.1234 「郡役所達」【明 16】★
- ・No.1235 「郡役所・戸長役場願 [ママ]」【明 18】★
- ・No.1236 「官達綴込」【2 冊、明 13～明 14】★《但し、明治 14～のものは文書No.5-1 にあるが、明治 13 年分は不明。》
- ・No.1237 「教員出席簿他綴込」【2 冊、明 11～明 12】★《但し、明治 11 年の教員出席簿は、小栗は見えていない。》
- ・No.1238 「諸井君之碑銘」【他に情報なし】
- ・No.1239 「校務日誌」【明 12.13.14.15】★《但し、「日誌」で小栗が見たものは、文書No.3-7 の明治 12 年のものだけで、他の年代のものは見えていない。》
- ・No.1240 「沿革誌」【1 冊、校務日誌的、明 20～明 24】
- ・No.1241 「沿革誌」【1 冊、校務日誌的、明 24～明 29】
- ・No.1242 「優等賞生徒姓名簿」【明 38～】
- ・No.1243 「沿革誌」【10 冊】
- ・No.1244 「浜松県設置中官達綴込」【他に情報なし】★
- ・No.1245 「官達綴込」【明 9.9～明 11.12】★《但し、小栗が見たものは、文書No.5-2 の明治 9 年の浜松県設置中のもののみで、それ以外の年代の官達綴込は見えていない。》
- ・No.1246 「官達綴込」【2 冊、明 12.1～明 14.明 15】★《但し、

文書No.5-1 の明治 14～15 のもののみで、他の年代のものは、小栗は見えていない。》

- ・No.1247 「学校諸達書綴込」【明 15.12～】★
  - ・No.1248 「県達類」【明 16.1～明 16.3】
  - ・No.1249 「学事関係法令綴込」【明 28.8～】★
  - ・No.1250 「聯合村会決議書写し等」【明 13～明 16】★《但し、文書No.3-6 の中にある「聯合村会決議書写」のみを小栗は見えており、「等」に含まれるものが何を意味するかは不明。》
  - ・No.1251 「郡役所達」【明 16.1～明 17.12】★
  - ・No.1252 「郡役所・戸長役場達類」【明 18】★
  - ・No.1253 「郡役所・戸長役場達類」【明 21.1～明 22.12】
  - ・No.1254 「日誌」【旧名は久津部校、明 12】★
  - ・No.1255 「日誌」【旧名は刮目舎、明 13～】
  - ・No.1256 「日誌」【旧名は刮目舎、明 14.1～】
  - ・No.1257 「日誌」【旧名は刮目舎、明 15.1～】
- 以上で、全てである。